

発議第2号

読谷村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び読谷村議会会議規則（昭和62年読谷村議会規則第1号）第14条第3項の規定により提出します。

令和5年6月13日提出

読谷村議会議長 伊波 篤 殿

提出者 読谷村議会運営委員会

委員長 神谷 嘉栄

賛成者 副委員長 上地利 枝子

委員 山内 政徳

委員 國吉 雅和

委員 比嘉 幸雄

委員 松田 昌邦

## 読谷村議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

読谷村議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年読谷村条例第11号）の一部を次のように改正する。

第46条第1項中「令和5年読谷村条例第3号」を「令和5年読谷村条例第3号。第3項において「審査会条例」という。」に、「読谷村情報公開・個人情報保護審査会に」を「読谷村情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 審査会は、審査会条例に規定する所掌事務のほか、第1項の規定による議長の諮問に応じ、審査会条例に定めるところにより、審査請求に係る調査審議を行い、議長に答申する。

第51条中「読谷村情報公開・個人情報保護審査会」を「審査会」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 審査会は、前項の諮問に応じ、調査審議する。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。